

障害のある人の安定的な雇用、就労機会の拡大を支援します！

令和8年度

障害者雇用施設整備事業費補助金

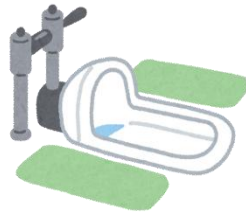
補助対象経費

補助上限100万円！

★障害のある人を**常時雇用**する上で必要となる**施設・設備等の整備**に要する経費
(①購入費 ②工事費 ③改修費 など)

例

下肢に障害があり
和式トイレは
使えない人を雇用



施設改修



例

障害特性のため
事務スペースを個室化



仕事に集中できる

施設改修・
設備購入



※単なる業務効率化のため
の設備は対象外です

【その他の例】パトライト設置、拡大鏡購入、スロープ・手すりの設置、在宅勤務に必要な通信機器…etc
障害特性に応じて必要となる施設・設備は異なります。整備を検討された段階でまずご相談ください。

補助対象者・対象要件

★補助対象者：京都府内の事業所で障害のある人を常時雇用し、**就労の継続に必要な施設・設備等の整備事業を令和9年3月31日までに完了させる予定の事業主**
※これから整備するものが対象です。

★対象要件：次のいずれかの基準を満たしていること

- (1) 補助対象物の利用開始時、障害者法定雇用義務履行等事業主である者
 - 労働者数に法定雇用率2.5% (令和8年7月~2.7%) を掛けて得た数 (1未満の端数切捨) の障害のある人を雇用する事業主
 - <例> 労働者数80人 (R8.7~75人) の事業主：最低2人の雇用なら該当します
 - // 79人 (// 74人) // :最低1人の雇用なら //
- (2) 京都府内に本社があり事業完了時に (1) の要件が未達成の場合は、以下のようになります。
 - (ア) 過去3年間に障害のある人を雇用していない
 - 障害者雇用計画を提出の上、相当期間内に法定雇用義務履行等事業主になること
 - (イ) 過去3年間に障害のある人を雇用している
 - 補助対象物の利用開始時の年度末までに法定雇用義務履行等事業主になること

補助上限額・補助率

★補助上限額：100万円

★補助率：補助対象経費の30% (常時雇用労働者数が1,000人未満の事業主)
 // 15% (// 1,000人以上の //)

※他の補助金の対象経費は、本補助金の対象経費にできません。
年度内に支払った分のみが補助対象です。
公租公課(消費税等)は補助対象外です。

申請期間

★令和9年2月26日まで

※ただし、京都府の予算内での交付なので、申請を予定されている事業主は**必ず事前相談**の上、お早めに申請してください。

お問い合わせ

京都府商工労働観光部 雇用推進課 TEL：075-682-8913

申請～補助金の送金までの流れ

申

障害者雇用に必要な施設・設備等の整備を計画します
(京都府雇用推進課に**事前相談**)



申

京都府に交付申請 (第4号様式) をします (期限: 令和9年2月26日)



京都府が補助金の交付を決定します



申

施設整備事業を実施 (期限: 令和9年3月31日) します



事業完了後直ちに

申

京都府に**事業完了報告** (第8号様式) をします



京都府が補助金の額を確定し、送金します



毎年4月15日までに

申

京都府に2年間**雇用状況等の報告** (第12号様式) をします

補助金の要綱・要領・申請様式は

「京都府障害者雇用施設整備事業等事業費補助金」HPをご覧ください